

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (14時35分)

受付番号第6号、小澤啓司君の一般質問を許します。登壇願います。

8 番 小 澤 それでは、一般質問を行います。受付番号第6号、質問議員第8番 小澤啓司。件名、家庭用消火器の全戸常備を提案する。

近い将来、大規模地震の襲来が予測されている。阪神淡路大震災の経験からも、火災対策が最重要課題だ。被害拡大防止の観点から、次のことを提案する。

大規模地震が発生すると水道が断水する。初期消火のために、家庭用消火器の設置を推奨・啓発すべきではないか。

(1) 新規購入がしやすいような施策を考えていますか。

(2) 既存消火器の定期点検システムを導入できませんか。

(3) 防災訓練等で、実物の消火器使用体験ができるよう取り組んでいただきたい。

以上でございます。

町 長 それでは、小澤議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

平成27年5月に発表されました神奈川県地震被害想定調査報告書によりますと、発生した場合、松田町に最も大きな被害があるとされております大正型関東地震での松田町の被害想定では、冬場、平日18時の発災の場合、火災出火件数は10件未満であります。延焼棟数は320棟となっております。地震による火災時には、消防車両による消火が困難になることから、バケツリレーや消火器を使用した適切な初期消火により、火災の拡大を防ぐことが大切になってきております。今後、地震災害後に、自宅に火の気がなく、近所で火災が発生していない場合は、避難されるときに自宅玄関前に家庭用消火器を置いていただき、ほかの地区・地域での火災が発生した場合には使用させていただくことを町民の皆様に周知していく所存でございます。

現在、町で整備しています街頭消火器につきましては、松田地区で197本、寄地区で62本、計259本を設置しております。一般世帯におきましては、全世帯を対象に平成27年2月に実施いたしました、住宅用火災警報器設置等のアンケート調査結果では、調査対象世帯4,456世帯中2,638世帯から回答をいただき、回答率は59.2%となっております。その中で、家庭用消火器の設置につきまして

は、55%に当たる1,451世帯で実施、設置されている旨の回答を得ているところでございます。

それでは、1点目の御質問の新規購入がしやすいような施策を考えているかについて御回答させていただきます。過去には、町消防団で家庭用消火器の購入手続や各家庭への納品を行った時期もございましたが、消防署や消防団をかたる悪質な訪問販売が見受けられるようになったことから、現在のところ、各個人の方が販売店で直接購入をしていただくスタイルとなっておりますので、消火器販売店に行くことが可能な方につきましては、お店での購入をお願いしているところでございますが、消火器の購入を希望されている方で、販売店に行けない高齢者の方々の対応が必要となると考えております。そこで、今後の新たな取り組みといたしまして、新規購入の消火器の単価、期限切れの消火器を破棄する単価、各家庭への納品方法、購入者への取り扱い説明、5年後の期限切れに伴う通知、高齢者の見守り等を含めた協定を町と消火器の取り扱いをしている販売店とで、締結をする方向で今後整備してまいりたいというふうにも考えております。その後、自治会に協力を依頼させていただきまして、チラシを配布し、消火器の購入を希望される方につきましては、協定を締結した販売店に連絡をし、販売店より個人宅へ直接納品することで、取り扱いなどの確認をすることができ、購入しやすくなると考えております。今後、消火器を各家庭に普及できるよう町民の皆様が購入しやすい環境を整備するため、この方法を含め、販売店と調整してまいりたいというふうに考えております。

2点目の既存消火器の定期点検システムを導入ができないかについて、お答えをさせていただきます。現在、消火器の種類につきましては、消防法で消火器の設置が義務づけられている事業所などに設置する業務用消火器と、戸建住宅で設置する家庭用消火器の2種類となっております。業務用の消火器につきましては、消防法により、その防火対象物に設置されている消火器具について、定期的に消防設備士などに点検させ、その結果を管轄している消防長または消防署長に報告しなければならないとされていまして、点検結果に問題がなければ、薬剤を詰めかえれば継続して使用が可能となっております。現在、販売されています家庭用消火器につきましては、薬剤の詰めかえもできない構造とな

っていることから、メンテナンスが不要で、有効使用期限が本体ラベルに刻印されている製造年から5年と定められております。有効使用期限が経過した場合は、本体を交換することとなりますので、消防法に基づく点検は定められていません。今後の対応といたしましては、既に消火器をお持ちの方には、有効使用期限の確認と本体の更新についてチラシ、広報、ホームページ等を活用し、お知らせしてまいりたいとも考えております。また、新たな取り組みにつきましては、先ほど申し上げました販売店との協定の中で、5年後の期限切れに伴う消火器本体の更新通知を行い、消火器の更新が継続できるシステムづくりを進めてまいりたいというふうにも考えております。

続きまして、3点目の防災訓練等での実物消火器の使用について、お答えをさせていただきます。過去には、実物の消火器を使った防災訓練を実施していましたが、訓練会場付近に住宅が建設されたことにより、消火訓練実施後の粉末が洗濯物やベランダに付着してしまうということなどから、近隣住民からの苦情が寄せられたために、水を使った訓練用消火器を使用した訓練要望が強くなっておりますことから、訓練用の消火器に変更して、現在に至っているということでございます。

消火器の取り扱い手順につきましては、訓練用消火器でも十分訓練が可能ですがございますが、消火に当たり、火点に対してどの範囲に薬剤が噴射されるかを確認していただくためには、実物の消火器を活用した訓練を実施していくことも必要となります。各自主防災会で、実物の消火器を使用することができる環境にある訓練会場において訓練する場合には、町で実物の消火器を用意させていただくことも可能でございますが、各自主防災会の中で、使用期限切れとなる家庭用消火器を提供していただける方に提供していただき、その消火器を使用して訓練を実施いただくこともお願いをしたいというふうに思っております。なお、平成29年度防災訓練実施に当たっては、各自主防災会に実物の消火器を使った訓練の意向を確認させていただき、実施したいということであれば、実施に向けた対応をしてまいりたいというふうに考えております。

最後になりますけれども、町内には住宅が密集をしている地域もございますので、火を出さないことが一番となります。阪神・淡路大震災、東日本大震災で

は、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が発生しているというふうにも聞いております。災害時に、電気が原因となる火災対策に有効であると言われております感震ブレーカーというものがございまして、今後はですね、消火器とあわせて普及啓発に取り組んでまいりたいというふうにも考えております。以上でございます。

8 番 小 澤　　今回はですね、単純明快な、こういった消火器を各家庭に常備できないかということだけの質問になります。とにかく地震が、大規模地震が来ることは間違いない事実であって、それがきょう来るか、あした来るか、1年後か、5年後かわかりませんが、やはりそういった地震が来たときにですね、やはりその、火を出さないということが一番の被害を最小限に抑える手だろうと思っております。先ほども南雲議員の質問の中で、やはり震度5弱が来れば、水道はとまりますよと。水道がとまったときに、そういった倒壊のおそれ、あるいはてんぷら使った、ストーブ使ったというときに、火が出たときに、水道が断水している。さあ、どうするんだと、こういう問題になりますのでね、やはり各家庭に1本は消火器を台所のところに置いとく。別にこれは一般家庭用の場合には、法律では決まってないそうですけれども、ただそういう準備は必要なのかなと思っております。今、これ松田町で消火器普及率が55%って、松田町全体の数字ですか。そういうふうにとっていいですか。そうならいいです。はい、じゃ、お願いします。

安全防災担当課長　先ほどの59.2%につきましてはですね、平成27年1月にですね、町のほうでですね、住宅用の火災報知機等のアンケート調査をやらさせていただいた中の2,638世帯で回答いただいたうちの56%の方が消火器を設置されているという回答をいただいたということになりますので、お願いいたします。

8 番 小 澤　　全世帯じゃないんですね、2,638世帯の中の約60%が置いてますよという話で。どうなんでしょう、比較的高い数字と見ていいのか、全所帯のたとえ40%ぐらいが備えていますよというような見方をしているのかどうか、ちょっとわかりませんが、アンケートを答えた中ではそこそこの数値かなと思っておりますけれども。

ただ、やはりこの消火器については、今までやっぱり訪問販売等々でかなり

高いものを売りつけられたとか、粗悪品を売りつけられたとかいうようなことがあって、なかなか一般の主婦がですね、消火器を買おうというときに、やはりそういった疑心暗鬼の部分があって、なかなか買い得ないという問題。それから、どんなものを置いたらいいかも、なかなかわかりにくい。油に強いのか、電気に強いのか、一般火災に強いのか。それから、容量の大きさもどれぐらい置いたらいいのかわからない。今現在、家庭用の消火器っていうと、スプレー式の590円ぐらいのものも売ってるし、それから業務用のになりますと6,000円だとか、何か大きいものになりますけれどもね、やっぱりこの程度の台所でしたら、あるいは住宅でしたら、この辺の大きさがいいんじゃないですかって、そういうことを、私は町がね、例えば回覧板で各家庭に連絡、指導していく、こういうことも必要じゃないのかな。今、先ほどの話の中で、消火器販売業者のほうと協定して、そっちでやらせますよと言いますが、やはり松田町が「こういう消火器を、皆さん、家庭に備えませんか」と言うのと、業者が言うのでは信用度が全然違うんですよ。だから、できれば松田町の名前で、松田の住民に対して、こういう消火器をあっせんしますよ、そういう形がとれないのか。その辺はどうですか。

安全防災担当課長　　ただいま御質問いただきましたですね、町のほうでですね、こういう消火器がありますよと、こういう先ほどおっしゃっていただきましたエアゾールタイプのものからいろいろな種類がありますので、買って台所に置くのにはこういうのがいいですよというような形ですね、PRにつきましてはですね、今、町のほうで広報等の中でですね、「こちら安全防災担当室」という欄を設けさせていただきまして、今ちょうど消火とですね、消火器の火の消し方とですね、その後の避難というところで、また来月号に載せさせていただく、12月号に載せさせていただく予定で、失礼しました、1月号にですね、継続して12・1月号とですね、その点について広報の中でお知らせをさせていただきましたので、また引き続きその中でですね、町のほうとしても、先ほど御提案いただきました1軒でも多くですね、家庭に消火器を設置していただけるようにですね、大切さのほうにつきましてはPRをさせていただきながらですね、またいろんな機会があったときにもですね、また前からもお願いしてございますが、また継

続してお願いをしていきたいと考えております。以上です。

8 番 小 澤 きょうは石井課長のほうを向いて質問をさせていただきますけども、いろんな消火器が出ている中で、要するに家庭用としてはこういうものもいいですよ、この程度の大きさがいいですよというものをね、ある程度町で、町でっていうか、防災担当課のほうで決めちゃって、業務用にはこれがいいですよ。あんまり種類を広げないで絞り込んだ中で、各家庭に今、町がこういうものをあっせんしてますよっていう、そういう形をとったほうがいいでしょう。購入するほうからしてみても、町がこれ勧めているんだったら迷わず、じゃあ家庭用はこれでいいな。販売店行きますといろんな種類がずっとあったりして、どれを買ったらいいかわからない。ある程度絞り込んだ中で、こういうものを今、町があっせんしてますよっていうような形がとればね、やれ買うほうとしても町が勧めているんだから、まずそんなふだんより高いものは売らないだろう、粗悪品はないだろう、そういうやっぱり安心感があって買える。だから、そこはね、業者に任せちゃうんじゃないかと、やっぱり町が町民のためにこういうものだったなら大丈夫ですよ、そういうようなことはできませんか。

安全防災担当課長 町のほうです、ある程度消火器、こういうのがいいですよというような形ですね、PRをという今お話をいただきましたんで、これは我々もまだ消火器についてですね、詳しくわからない点もございますので、やはり小田原消防さん等ですね、いろいろなお知恵を拝借しながらですね、その中でやはりこういうのをPRしていったほうがいいんじゃないかというのをですね、また御相談させていただきながらですね、その点についてですね、こういうのがいいですよ、こういうタイプのがいいですよというところは決めていきたいと思いますが、ある程度の形、大きさ等は決めれるかというふうに判断しておりますが、なかなかどっかのところを指定というような形は、ちょっと町のほうとしてはとれませんので、広くわかるこういうタイプですよというような形でですね、できればいろいろ皆さんと町民の方等にもお示ししたいと考えておりますんで、よろしく願いいたします。以上です。

8 番 小 澤 ある程度やっぱり町が主導力を発揮した中で、各家庭に1本置いてもらおうということを進めていくにはね、そういうこともあってもいいのかなと思って

ます。

2～3日前にね、カインズホーム行った。消火器見に。そしたらね、消火器の使用期限は大丈夫ですかってこういう紙があるんですよ。要するに、さっきの話じゃありませんけれども、スプレー式のは3年だとか、あるいは家庭用のは消費期限5年だとか、業務用は今10年かな。そういうふうになっていますけれども、今言われたその2,650何世帯のうちの59.2%が持ってますよって。持ってるけども、果たしてその消費期限というものが、その中にあるものなのか、かなり皆さん、もう10年も15年も前に買ったけど、そのままになってるよと。もう期限が切れちゃってるけども、だって、ごみとして捨てるわけにもいかないしってということで、各家庭で持ちちゃってるんですよ。それを新しいのに買い換えようとしてもなかなか面倒で、どこでやったらいいかっていうので悩んでいる。今の、このカインズホームさんでは、古い消火器、1本買ってくれたら1本引き取りますよってやってるんです。こういうこともね、やっぱり行政として町民に対して、そういった利便性を図ってもいいのかなっていうように私は思いますけれども。多分、今、消火器持ってるよ、その消費期限が切れちゃったやつを抱え込んでる家庭がかなりあるんじゃないかと思えますけれども、その辺は、別に数字としてはつかんでないよね。

安全防災担当課長 すいません、ちょっと前段の私のですね、説明が悪かったのかもしれませんが、59.2%というのはですね、回答率のことになりますので、消火器のほうにつきましては55%になりますので、よろしく願いいたします。

それでですね、ただいま御質問いただきましたですね、そういうような、やはり確認をしていただく作業というのは必要になるんですが、大変申しわけございません、このアンケート調査の中ではですね、消火器、何年度ですかというような問いを設けてなかったんで、すいません、今、町のほうでですね、実際にある55%の方の消火器の製造年月日は何年かっていうのは、今現在ちょっとつかんでおりません。

8 番 小 澤 だけど、これをもう一度、各家庭で見直してもらおうようなこともやっていかなきゃいけないでしょ。だから、そういうことも踏まえてね、やはり行政が、防災担当室がやはり率先して動かないといけないんじゃないかな、というよう

に思います。このことをやるに対して、町から予算を組む必要はないんですよ。ただ、行動に移せば済む話なんです。ぜひね、それはやっていただきたいと思うし、それからもう1点。実物の消火器が使用できないか、これ、さっき町長の答弁からもありましたけれども、そういった消費期限の切れたものを防災訓練のとき持ってきてもらって、それを実物でやってみる。水の入った消火器でやるのと、やっぱり距離感だとか、その広がり方だとか、実物でやらないとわからない部分。水が入ったのだと、ちょうど水鉄砲で撃ってるようなものでね、わかんないですよ。あれ、やっぱり実物使ってやったら絶対いい。だから、そういう場所がなければ、あるいは2つの自治会が1つになって、どっかの広い場所を探してやるとかね、そういう、やっぱり実際の体験をしておかないと、いざとなったときにまごつくおそれが非常にありますね。特に消火器の場合、先端をしっかり握ってないと、あれ手離しちゃったら、暴れちゃってもうどうにもしょうがない。そういうようなこともあるんで、実際の消火器を使った訓練が私、必要じゃないかと思えますけれども、もう一度御答弁お願いします。

安全防災担当課長　それでは、前段のですね、質問の件につきましては、先ほどですね、町長のほうから答弁させていただいたように、使用有効期限の確認とですね、本体の更新については、先ほど御説明させていただきましたとおり、チラシ、広報、ホームページ等を通じてですね、またこれからもPRをしていきたいというふうに考えております。

それから、2点目のですね、実物の消火器の使用につきましては、先ほど小澤議員もおっしゃられたとおり、やはり実践の訓練というのも大事なことでございます。ですので、それらがですね、できる会場、今言っていたいただきました各自主防災会さん等でですね、2カ所の自主防災会が一緒になってですね、ちょっと広場があればそういうところで訓練していただくということは、非常にいいことだということで、我々もですね、そういうような訓練をしていただける場合には、当然御用意していただくということで、先ほども町長のほうから答弁させていただいたとおり、私も同じように考えておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

8 番 小 澤　　そういった消火器を各家庭に持ってもらおうと、今までいろいろこう言って

きましたけれども、やはり思っているだけじゃだめなんで、行動に移すことが大事なんで、しかもお金のかからないことですから、それこそ、この冬にでもやろうと思えば対応できるんですよ。遅くとも29年度では、当然そういった行動がとれると思うんですけども、やるとすればいつ、やっていこうというような考えはありますか。

町 長 先ほど来、御提案ありがとうございます。答弁でもお話をしましたとおり、基本的にはやらないという言葉は1つも使ってないと思います。広報紙を活用しながらのPRも当然やっていかなきゃいけないですし。ということで、先ほど石井室長からもありましたとおりに、広報を通じて12月号と1月号に分けてやっていくというような話もありましたので、先ほど来、話がかみ合わない理由がよくわからないんですけども、とにかくやっていく。町民の方々の安全・安心を守っていくっていうのは、我々のやらなきゃいけないことでもありますしね。御提案をいただいたように、お金をかけずしてやれることは、どんどんやっていったほうがいいと、私もそう思っております。

そんな中、行政側の話をすると、つい忘れてしまっちゃったりとかしたときに、長い目で見たときに、例えばその都度、その都度、消火器がどうですか、どうですかっていうのを毎月毎月出してればいいですけど、何かこう3カ月に1回とか、半年に1回とか、どうかすると1年ぐらいかかっちゃったりするようなこともありますから、どういう種類がいいとかどうかっていうのは、先ほど話をしたように、消防本部との相談も、相談というか、いい情報をいただいて、それで当然専門職として動いている業者さんと、松田町と協定を組むことのステータスも含めてですね、そのいい加減な訪問販売をするということではなくて、こういった会社さんと協定を組みましたので、その業者さんがお伺いすることによって、実際買いに行ける人はいいんですけど、買いに行けない人に対する対策。先ほど来、お話あったように、孤独な方々もいらしゃったりするときは、見守りも兼ねた協定を組みながらやっていきたいということで答弁させてもらったところでございますので、今回の御提案を機にですね、さらに町民の方々の安心で住まわれるようなまちづくりを寄与してまいりたいというふうには思っております。以上です。

8 番 小 澤 話がかみ合わないって、そんなこともないかなと思ってんですけど。ただね、これを毎月やれとか、そんなこと言ってませんよ。消費期限が3年とか、5年とか、10年とかあるんで、じゃ3年に1回、こういう回覧出しましょうよ、啓蒙のために。それが3年に1回でもいいし、5年に1回でもいい。ここで、例えば買われた人が、5年たつと消費期限が切れてくるんだから、その時期を見て、全町にそういったキャンペーンを打つ、というような形でいいと思うんですよ。そんなしょっちゅうやることはない。ただ、そういう方向で、やはりその大地震が来るという前提の中で、当然、火災の問題がある。それをとにかく、いち早く抑えようとするためには、そういったことが必要ではないのかなというように思いますんでね、やはりその方向でひとつ進めていっていただきたいと思います。

それからですね、これはちょっと確認しますが、さっき道路のところにある消火器、ありますね。あれについて、ちょっと説明をもらいたいんですけども。消防ホースの格納室と、それからあの消火器というのはペアになっているものなのか、あるいはそれを置かなければいけない設置基準というものがあるって、何か置いてんだらうと思うんですけど。ただ場所によって、消火ホースが置いてるのと、全然別のところに消火器があったり、地元の人だったら離れててもすぐわかるけども、通りがかりの人が使おうと思ったときに、消火ホースはあるけども、消火器どこだ、見当たんねえな。かなりばらばらに置かれているのも見受けるんです。ちょっとその辺の説明をお願いします。

安全防災担当課長 これはですね、大分スタートしたということを考えますと、消火栓を整備できる区域につきましては消火栓のほうをまず整備をさせていただいてですね、消火栓が遠いところに消火器を設置させていただいて、過去、今まで整備のほうは進めさせていただきました。なおかつですね、自治会等の要望でですね、この近くに消火栓以外に消火器も置いてくれというような場合にはですね、町と自治会等で調整をさせていただいて、場所等が決まればですね、そこに整備をさせていただいたという形でですね、特に消火器についてですね、基準、消火栓の場合は直径120メートルの中に1個というのがあるんですが、消火器については特段そういうような設置基準はございませんが、町のほうとしまして

も、なるべくですね、いざというときに、家庭にいられるですね、御婦人や、その消火栓が使えない方等がもしいられた場合にもですね、初期消火ということで消火器が使えるような形ということでですね、あわせて整備をさせていただいたという経過ということになります。以上です。

8 番 小 澤 わかりました。ホースのそばに置いてあったり、それから消火器だけがぼつんとあったり、そういうのがかなり目についてね、どういう基準でやってるのかな、あるいはそれを置くときに、その地主さんの許可がなくて、だからこんな外れに来ちゃってるのかなとか、見ながらいろいろなこと考えてたんですけども、そういう意味で、じゃあ消火器だけがぼつんとあると。そういうことですね。わかりました。そこが、町の中歩いてて、何でなんだということを感じましたけれども。これについては別に、じゃあそういった設置基準っていうものはなくて、あくまでも地元の自治会からの要望だとか、そういうことで置いたというような理解でいいんですか。

安全防災担当課長 そうです。逆に言いますと、消火栓が整備できない地区にはですね、なるべく消火器と消火栓が設置できればいいんですが、それだったら最初の初期消火を消火器でということで整備をさせていただいたっていうようなことになりますので、よろしく願いいたします。

8 番 小 澤 いずれにしても、とにかく大地震が来ることだけは間違いない。そのときの初期消火という観点から家庭用の消火器がどうしても必要なものであろうと、こういうように思いますんで、このことをあえてですね、きょうは質問をさせていただきましてけれども、そういった方向でぜひ検討して、進めていっていただきたい。そのことをお願いして、終わりにします。

議 長 以上で、受付番号第6号、小澤啓司君の一般質問を終わります。